

多摩市告示第55号

多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号。以下「条例」という。）第18条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長することについて、条例第18条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和6年2月29日

多摩市長 阿部裕行

市税の納税者のうち、住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が令和6年1月1日以後に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県、石川県